

令和元年6月13日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K07911

研究課題名(和文) TPPによるコメ自由化の政策過程：ガット・ウルグアイ・ラウンドとの比較分析

研究課題名(英文) Policy process of rice market opening in the TPP: A comparison with the GATT Uruguay Round

研究代表者

作山 巧 (Sakuyama, Takumi)

明治大学・農学部・専任教授

研究者番号：90709081

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国のTPP協定からの離脱等を受けて、当初予定していた研究方法の実施が困難となった。このため、2012年、2013年、2016年の衆参の選挙における候補者のTPPへの賛否を被説明変数、先行研究が示唆する諸要因を説明変数とする順序プロビットモデルを推計し、TPPへの賛否を規定する要因を解明した。分析の結果、選挙制度は統計的に有意でなく、有権者の属性も有意でないケースが多い一方で、候補者個人の政治信条(農業やアジアへの親近感、小さな政府や移民への反感等)や候補者個人の属性(特に所属政党)が、TPPへの賛否に有意に影響していることが分かった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、衆参両方を含む2012年、2013年、2016年の3回の国政選挙を対象として、TPPに対する国政選挙候補者の賛否の規定要因を解明した点にある。具体的には、単一の国政選挙を対象とした先行研究とは異なっており、選挙制度がTPPへの賛否に影響しないことを明らかにした。他方で、野党時にはTPPに反対する一方で与党時には賛成する傾向があることや、候補者個人の政治信条がTPPへの賛否に大きく影響することを明らかにした点も本研究の意義と言える。

研究成果の概要(英文)：In this study, the originally planned research method became difficult to implement due to the US withdrawal from the TPP agreement. Therefore, I estimated an order probit model that uses candidates' attitude toward the TPP in the 2012, 2013 and 2016 elections as dependent variables, and the various factors suggested by previous literature as independent variables in order to identify the factors conditioning candidates' pros and cons of the TPP. As a result of the analysis, it was found that, while the election system was by no means statistically significant and the attributes of electorates were not significant in many cases, the political beliefs of individual candidates (affinity to agriculture and Asia, animosity to small governments and immigrants, etc.) as well as the attributes of individual candidates (especially affiliated political parties) were significantly affect the pros and cons of the TPP.

研究分野：経営・経済農学

キーワード：TPP ウルグアイ・ラウンド 日米交渉 コメ 政策過程 貿易交渉

## 1. 研究開始当初の背景

2015年10月に大筋合意し、2016年2月に署名された環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定で日本は、米国と豪州に対するコメの追加的な輸入枠の創設を約束した。これまで日本がコメの輸入枠を受け入れたのは、1993年に合意したガット・ウルグアイ・ラウンド (UR) 合意のみで、それ以降に日本が主に二国間で締結した経済連携協定 (EPA) では、コメは一貫して一切の約束から除外されてきた。このように、日本の農業保護の象徴として聖域とされてきたコメの追加的な自由化が TPP で実現した要因を解明することは、学術的・政策的に重要な課題と考えられた。

## 2. 研究の目的

研究開始時の目的は、TPP によるコメの追加的な自由化という既知の結果 (被説明変数) を所与とし、それをもたらした原因 (説明変数) を解明することであった。この際、TPP のみを対象とした単一事例研究ではこうした因果関係の特定は困難であることから、リサーチ・デザインとして比較事例研究を採用し、コメのミニマムアクセス (最低輸入義務数量) を受け入れた UR と比較することによって、TPP によるコメ輸入拡大の決定要因を解明することとした。

## 3. 研究の方法

UR に関しては、追加的なミニマムアクセス数量を受け入れる代わりに関税化を猶予するという日米合意が成立した経緯を解明するために、交渉に従事した日米の政治家・官僚へのインタビュー調査や情報公開請求で入手する交渉関連文書を収集し分析することとした。

また TPP に関しては、「重要5品目は除外又は再協議」を求めた国会決議を超える譲歩がコメに関して行われた要因を解明するために、政策決定に関与した政治家へのインタビュー調査や政治家・農業団体に対するアンケート調査を予定していた。ただし、アンケート調査が政治的に機微な内容を含む場合には、定量分析に耐えうる十分な回答数が得られない可能性もあるため、代替的なデータを用いた定量分析についても選択肢として想定していた。

## 4. 研究成果

### (1) 情勢の変化

研究開始後の以下のような情勢変化によって、当初の研究計画をそのまま実施することは困難となった。

第1は、UR に関する交渉関連文書の収集の遅れである。日米の政府機関や関連図書館等に情報公開請求を行ったものの、審査に長期の期間を要したり、開示請求が却下されたりする文書も多く、研究期間内に十分な文書の収集と分析を行うことが困難であった。

第2は、2017年1月の米国の離脱によって、TPP 協定の発効が見込めなくなったことである。米国を除いた TPP11 協定は2017年3月に署名され、2018年末に発効したものの、日本が TPP 協定で約束したコメの輸入枠の大半は米国に対するものであり、TPP 協定が発効しないことでそうした約束も実施されないこととなった。

第3は、TPP 協定の批准をめぐる日本国内での政治的な対立の激化である。TPP 協定の批准が大きな争点となった2016年の国会審議では、その是非をめぐって与野党の対立が激化し、研究代表者も参議院の要請を受けて TPP 特別委員会では参考人として意見陳述したこともあり、論争の当事者となった。このため、当初予定していた国会議員や農業団体に対するアンケート調査を実施しても、当事者が正直に回答することも、データ分析に耐えうる十分な回答を得ることも困難と見込まれた。

こうした情勢の変化を踏まえて、研究計画を以下のように変更した。まず、UR に関しては、将来の研究材料としての保存・公開を念頭に、交渉に従事した日米の政治家・官僚へのインタビュー調査や情報公開請求で入手する交渉関連文書の収集・整理にとどめることとした。また、TPP に関しては、利用可能なデータで実施可能な定量分析を行うこととし、「朝日・東大谷口研究室共同調査」を中心とする無償・有償のデータを用いて、国政選挙における候補者の TPP 協定に対する賛否を規定する要因を解明することとした。

### (2) TPP に関する研究成果

TPP のような自由貿易協定の発効には国会での批准が必要であり、それを決める国会議員の自由貿易への賛否がどのような要因で決定されるのかについては、政治学と経済学の両分野で高い関心を集めている。その際に、政治家の賛否を規定する要因として先行研究では、候補者が立候補した選挙区の選挙制度 (小選挙区か比例代表区か等)、候補者が立候補した選挙区における有権者の属性 (輸入競合産業の農業者が多いか、輸出版業である製造業者が多いか等)、候補者個人の政治信条 (親米か親アジアか等)、候補者個人の属性 (所属政党等) が挙げ

られる。このため本研究では、2012年、2013年、2016年の衆参の選挙における候補者のTPPへの賛否を被説明変数、上記の諸要因を説明変数とする順序プロビットモデルを推計し、TPPへの賛否を規定する要因を解明した。

分析の結果、選挙制度は統計的に有意でなく、有権者の属性も有意でないケースが多い一方で、候補者個人の政治信条（農業やアジアへの親近感、小さな政府や移民への反感等）や候補者個人の属性（特に所属政党）が、TPPへの賛否に有意に影響していることが分かった。本研究の成果は、2017年11月に関西学院大学で開催された公共選択学会第21回大会で報告した上で、2018年8月にカナダのバンクーバーで開催された国際農業経済学会で口頭報告論文として採択され、報告を行った。その後、これらの報告でのコメントを踏まえて改訂し、国際学術誌に投稿した。

更に、本研究の実施を通じて得られた他の研究成果についても、学会での発表や査読誌を含む雑誌論文への投稿を行った。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

作山 巧 (2018) 「米国抜き TPP11—合意の背景と評価」『農業と経済』84(3): 61-68 頁 (査読なし)

作山 巧 (2018) 「多国間 FTA における二国間約束の規定要因 TPP 協定における日本の関税割当選択の分析」『日本貿易学会誌』55: 56-67 頁 (査読あり)

作山 巧 (2016) 「TPP による「攻めの農業」の実現可能性」『国際商事法務』44(10): 1515-1523 頁 (査読なし)

作山 巧 (2016) 「TPP 合意における日本の農産品自由化の規定要因 交渉ルールの役割の検証 - 」『フードシステム研究』23(2): 65-74 頁 (査読あり) [https://doi.org/10.5874/jfsr.23.2\\_65](https://doi.org/10.5874/jfsr.23.2_65)

作山 巧 (2016) 「国会決議は守られたのか—TPP 合意における重要 5 品目の検証」『農業経済研究』88(2): 206-211 頁 (査読あり) <https://doi.org/10.11472/nokei.88.206>

〔学会発表〕(計 10 件)

山田 優 (2019) 「米国の WAGYU」『畜産経営経済研究会 3 月例会』農林中金総合研究所

山田 優 (2019) 「先進国農業は新興国の挑戦にどう立ち向かうか」『日本農作業学会 2019 年度春季大会』東京農工大学

Sakuyama, Takumi (2018) 「Electoral rules and agricultural protectionism: The case of Japan's participation in the Trans-Pacific Partnership Agreement」『International Conference of Agricultural Economists』Vancouver, Canada

Sakuyama, Takumi (2018) 「Japan's Rice Commitments in the Trans-Pacific Partnership Agreement: A Missed Opportunity for the U.S. Rice Industry?」『International Agricultural Trade Research Consortium Annual Meeting』Whistler, Canada

作山 巧 (2017) 「Electoral rules and protectionist motives: The case of Japan's participation in the Trans-Pacific Partnership Agreement」『公共選択学会第 21 回大会』関西学院大学

作山 巧 (2017) 「TPP 協定における二国間約束の規定要因 日本の関税割当類型の分析」『日本貿易学会第 57 回全国大会』愛知学院大学

山田 優 (2016) 「食料・農業と米国の戦略」『第 30 回明治大学社会科学研究所公開シンポジウム：食料・農業の TPP 戦略 日米韓の対応』明治大学

作山 巧 (2016) 「食料・農業と日本の TPP 戦略」『第 30 回明治大学社会科学研究所公開シンポジウム：食料・農業の TPP 戦略 日米韓の対応』明治大学

作山 巧 (2016) 「TPP 農産品合意の規定要因とフードシステムへの影響」『2016 年度日本フードシステム学会大会シンポジウム：TPP と新たな食・農・地域』東京海洋大学

作山 巧 (2016) 「TPP 合意における日本の農産品自由化の実証分析」『日本貿易学会第 56 回全国大会』明海大学

## 6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：作山 巧

ローマ字氏名：SAKUYAMA, Takumi

所属研究機関名：明治大学

部局名：農学部

職名：専任教授

研究者番号 (8 桁)：90709081

(2)研究協力者

研究協力者氏名：山田 優

ローマ字氏名：YAMADA, Masaru

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。